

名古屋市告示第333号

市政功労者礼遇規程の一部改正について

市政功労者礼遇規程（平成12年名古屋市告示第 306号）の一部を次のように改正する。

令和 7年 6月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

第 4条第 1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

名古屋市市長室秘書課